

第 13 回 RD 最終処分場問題対策委員会 概要

日 時	平成 2 0 年 3 月 1 5 日 (土) 1 0 : 0 0 ~ 1 3 : 0 5
場 所	滋賀県人権センター 大ホール (4 階)
出席委員	委員：岡村委員長、乾澤委員、尾崎委員、梶山委員、島田委員、竹口委員、田村委員、當座委員、早川委員、山田委員、横山委員 (以上 1 1 名) ワザバ：環境省近畿地方環境事務所 富岡第一係長 (財) 産業廃棄物処理事業振興財団 鈴木部長代理 事務局：山仲琵琶湖環境部長、藤川循環社会推進課長、 中村循環社会推進課主席参事、上田最終処分場特別対策室長 ほか
参加者(住民)	2 1 名
次 第	1 開会 2 議題 (1) 掘削調査の結果について (2) 廃棄物処理法と産廃特措法について (3) 委員提案 (骨子) の記載事項等について (4) 報告書の取りまとめについて 委員提案 (骨子) および委員会報告 (答申) 素案に対する委員意見について 「委員提案 (骨子) 」と「委員会報告 (答申) 素案」の取扱いについて R D 最終処分場において実施されるべき対策工について (5) その他 3 閉会
議事概要	【議題 (1) 掘削調査の結果について】 ・「1. 掘削調査状況報告 (速報) 」 (資料 1) を事務局より説明。 ~ 質疑応答 ~ (梶山委員) ・ 内容物について詳細にはわからないか。 (事 務 局) ・ 現在分析中で、速報値も出ていない状況。 (當座委員) ・ ドラム缶の中身は (前回の市道側の調査よりも) 幾分、油状のものが多かったという感想を持っている。 (島田委員) ・ (廃棄物の) 深さ方向の性状、大まかな特性はあるか。 (事 務 局) ・ ケーシング調査で深さを確認するが、廃棄物埋設傾向は確認できなかった。 (當座委員) ・ ブロックは市道側法面ぎりぎりまで埋められた可能性がある。木くず、医療系廃棄物が集中して埋設された箇所、15cm 以下でない違法廃棄物の埋設があった。 (島田委員) ・ 元従業員の証言と実際に掘削した結果の関係について、全体的な評価はどうか。 (事 務 局) ・ - 2 ブロックは市道側近くにドラム缶が出ており、埋設

時期を確認したい。ブロックは汚泥の埋設、深い大きな穴が確認できなかった。 - 2ブロックは証言者から、 - 1ブロックは住民団体からの情報で、集中的にドラム缶が見つかった。ブロックは焼却灰の埋設が確認できなかった。分析結果と埋め立ての許可関係書類等を再度確認し、協力が得られれば元従業員にも会い、総括したい。

(梶山委員)・ マニフェスト関係のデータは、全部把握されているか。実績報告書はどうか。収運業者、排出事業者とRDとの契約書はいつ頃のものがあるか。

(事務局)・ 医療系関係の契約書等は部分的にあるが、マニフェストは5年保管で、全部は把握していない。平成2年以降の実績報告はある。なお、不適正処分の時期を今後推定し、責任追及を行いたい。

(早川委員)・ 医療系廃棄物を集めた青い袋はRD社のものと確認したか。

(事務局)・ 赤い袋はRDインジニアリングと書いていたことを確認している。

(当座委員)・ - 4のスロープの下に50個以上ドラム缶が出て、木くず焼却炉建て替え時に埋められた印象。住民団体が聞いた証言者の深く埋められた証言もあり、もっと深い可能性がある。ブロックに白っぽい無機汚泥が少し固まってあった。

【議題(2) 廃棄物処理法と産廃特措法について】

・「2. 産廃特措法の適用について」(資料2)を事務局より説明。

～質疑応答～

(委員長)・ 考えられているスキームは措置命令をかけ、行政代執行をかけ、できる限り産廃特措法の適用を受けることを念頭に置いている。

(梶山委員)・ 全量撤去を措置命令で出すことは問題ないと思うがどうか。

(事務局)・ 県が実施計画を定めていない段階で、法律の話は承知いただければよい。

(梶山委員)・ 実施計画は措置命令の範囲と不可分一体のもの。全量撤去させる措置命令は可能という前提で議論することに問題はない。

(事務局)・ 全量撤去しなくては支障が取り除けないのであれば、その議論は(必要)ない。対策委員会の中で幅広い議論をされ、対応策を取りまとめていただきたい。

(島田委員)・ 産廃特措法で、全量撤去できる要件を説明されたい。村田町の事例は対策委員会、法令等の規定どちらに基づく判断か。

(梶山委員)・ 特措法の基本方針より、生活環境保全上の支障、おそれが相当の状態であれば、全量撤去が唯一の方法か必ずしも議論する必要はない。法令上の要件はない。

(事務局)・ 産廃特措法の基本方針に、有害産業廃棄物の判断基準がある。その方針と法律から、それらを除去することは可能と考える。

(梶山委員)・ 特措法で有害廃棄物がないと生活環境保全上の支障がないという建前はない。支障があれば、措置命令をかけられ、全量撤去の措置命令をかけることは問題ないとして議論すべき。

(早川委員)・ 処分場に許可容量の1.8倍の廃棄物が埋まったままで、権

限により撤去させなかった場合は、違法とされる余地があるか。

(事務局)・ (措置)命令は、生活環境保全上の支障またはその生ずるおそれが認められるときに発するもので、埋め立て量超過だけでは答えられない。

(委員長)・ 一般的な行政法では、許可容量超過の原状回復の(措置)命令を発せる規定があれば可能だが、ない以上措置命令はかけにくい。

- ・ 損害賠償の判例では、行政機関が適切に権限を行使しない場合は違法となる。

(梶山委員)・ 少しの違法行為でもきちんと対処しなければいけない。

(當座委員)・ 処分場許可容量を超える廃棄物は不法投棄であり、原状回復と不適正処理廃棄物対策をすべきで、適正状態に戻す命令を出す判断をするべきだ。

(梶山委員)・ 最終処分場等で処分時点の処理基準に不適合処分で、周辺的生活環境の保全上支障が生じた場合は産廃特措法の対象となる。大量の木くずも処理基準違反。

(事務局)・ 木くずは処理基準違反。支障、おそれに対して必要な限度で、不適正処分を行った者に措置命令を発し、その範囲内で、全部または一部を県が代執行する。

(梶山委員)・ 生活環境保全上の支障、おそれは、将来も含み、現実問題として明確に線を引けるものではない。安全側で見るという基本的なスタンスが必要。

(委員長)・ 産廃特措法の失効までに事業完了するのか、事業着手すればよいのか。

(事務局)・ 平成 25 年 3 月 31 日の失効までに完了する必要があると環境省に確認した。

(梶山委員)・ 解釈がおかしい。産廃特措法で実施計画の大臣同意を受ける期間であり、工事完了が失効日までなら、全量撤去計画は意味がない。

(事務局)・ 全量撤去案なら平成 24 年度までの実施計画で、同意が得られれば交付税措置となる。その後は県費となるが全体計画の部分的な実施計画が認められるか不明。

(梶山委員)・ 法解釈としては納得できない。

(事務局)・ 途中までの計画で、支障除去を国が認めるかわからない。平成 24 年度までで目標が達成できる実施計画を持っていくもの。

(田村委員)・ (期限内の)全周遮水壁の部分は特措法で国の補助が得られるが、十数年かかる全量撤去には補助がないと、県の意向の方に進むのではと懸念する。知事が対策委員会で決められなかったら私が決めるとの発言は甚だ遺憾。

(事務局)・ 対応方針に基づき、対策委員会をつくり、科学的知見に基づいた対応策をお願いしている。産廃特措法の中でお願いしているのではない。ただ、実施計画をつくる上で、産廃特措法もにらまないといけない。

(田村委員)・ 特措法の期限が迫る中で、県の説明では、措置命令の範囲が狭まり、住民の思いと県の思いとまだまだずれがある。

(梶山委員)・ 特措法にこだわらないことはわかった。県費を使う場合は、行政代執行要件を満たさなければならぬ前提がある。

【議題（３）委員提案（骨子）の記載事項等について】

～質疑応答～

- (委員長)・ 前回、委員提案骨子のむすびに、私への不適切な表現が含まれており、その部分の取消または撤回をお願いしたが、どうなったか。
- (梶山委員)・ 撤回または修正する理由がなく、そのままが私どもの意見。
- (委員長)・ 了解。
- ・ 早川委員の配付請求文書には、委員長批判があり、具体的な提案もなく配布していない。委員の意見を訊いて配布を考えたい。他に支持者があれば採択したい。
- (早川委員)・ 委員長への個人批判ではない。配布されないことがあることをなぜ言わなかったのか。当日配布を議論することはおかしい。
- (委員長)・ 配布が不適切であり、委員長職権で差し止めた。非常に遺憾だが、配付資料とすべきなら受け入れたい。早川委員に賛成する方があれば議題とし、採択されない場合は、早川委員は出処進退をわきえまるか。
- (早川委員)・ 意味が理解できない。
- (委員長)・ 大学教授会でも重要提案を行う場合は、ある意味辞表をのんでやるわけで、出される以上は進退をわきまえられたい。
- (早川委員)・ 私は間違ったことをしていない。この場で私が辞めることはあり得ない。
- (委員長)・ 了解。議題とすることに賛成の方がおられたら、採択する。
- (梶山委員)・ 配付資料は委員長が決めることか。今までの資料も全部、目を通したのか。
- (委員長)・ 基本的には私が総括をし、最終的な責任は明示あるいは暗黙のうちにある。
- (梶山委員)・ 文章自体は委員長を名指しにしておらず、早川委員の思いを書かれたもので、別に配付されても構わないと思う。
- (委員長)・ 「この委員会の委員長になる人には」の文言は必要ない。
- ・ 要綱第３条第５項も参照されたい。(事務を総括し、代表する。)
- (早川委員)・ その文言は、前回に岡村委員長が信任・不信任投票を次回してほしいということを踏まえている。誰が委員長になっても一生懸命やってほしい意味。
- (當座委員)・ 事前に手紙として読んだが、委員会資料として取り扱わないでいただきたい。
- (田村委員)・ 委員意見を制限する必要はないが、配布資料とすることは差し控えられたい。
- (尾崎委員)・ 事前に読み、思いを語られたと解釈するが、こんな話をする場合ではなく、思いが違うのであれば直ちにやめていただきたい。
- (委員長)・ 梶山委員が賛成したので、委員会資料とするか議決をとる。
- (早川委員)・ 発言の代わりに事前配布をお願いしたもので、委員会提案資料ではない。資料とする、しないの差がよくわからない。事前連絡がなかったことが不満。委員会資料としないことに了承する。
- (委員長)・ 委員会資料はインターネットに掲載することを伺っている。
- (早川委員)・ それは必要ない。私信を配布したと考えられたい。
- (委員長)・ 次回に配布される場合はもう少し文言等には注意されたい。

【議題（４）報告書の取りまとめについて】

・「RD 最終処分場対策についての委員提案（骨子）」、「RD 最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）素案」について、資料３をもとに各委員から意見を説明。

～質疑応答・意見～

（委員長）・ 委員提案（骨子）委員会報告（答申）素案のどちらでまとめるか意見を伺う。

・ 委員提案に記載された高谷案は、梶山委員はどう取り扱いするのか。

（梶山委員）・ 高谷案は別のものが出されたので、議論を踏まえて一括して修正する。

（早川委員）・ 個別の話より、結論部分、全量撤去にするか議論すべき。

・ 有害物質の全量撤去案と決まるなら、事務局案と委員提案をあわせた資料を作成しているので配布して、改めて説明したい。

（梶山委員）・ 特に緊急対策をどうするかという議論を先行されたい。

・ 資料３にある各委員の委員提案（骨子）への意見について以下回答。

・ テントは移動式プレハブの建物と見られたい。従業員、土地所有者への責任追及の表現に不適切な部分があり、親族に問題があるという書き方は改める。措置命令をかけて費用を請求すべき者は、実施計画の中に載せるべき。栗東市の責任の名指しは事実関係を調べる。責任問題とは別に住民の健康、生命を守る一般的責務として、応分の費用負担を求めることは合理性がある。水処理、焼却炉の解体撤去は、一般的なものを記述しており、技術的な問題は検討、考慮されるべき。

（委員長）・ 事務局が作成した答申素案と、３委員提案の委員提案があるが、梶山委員、早川委員どちらか一方を選択することを求められるか。

（早川委員）・ ２つの案は補え合えるところはある。問題は結論部分、全量撤去にするのかどうかを議論すべき。

（委員長）・ 二者択一ではなく、答申素案に組み込まれる格好でよいか。

・ 対策工案について、委員会として決を採り１案に集約か、（各論）併記するか各委員に伺いたい。

（梶山委員）・ 最終的な目標について結論をきちんと出すべき。

（委員長）・ 全員の意見がまとめればよいが、問題は割れた場合である。

（早川委員）・ ２つの案をまとめた私案の配布を許可されたい。（了承され、資料配付。）

（島田委員）・ 専門部会での議論も踏まえ、いろいろな案があり、これまでの知見を整理して、幾つか残ることはやむを得ない判断と思う。

（委員長）・ 多数決で決めることは、苦しい。住民代表の多くが反対する案や、学識経験者の多くが反対する案を多数決で通すことは難しい。

（當座委員）・ 対策案を緊急対策と恒久対策の２本立てにして、まず緊急対策として何が必要か議論の中でまとめていただきたい。

（委員長）・ １案で最後まで進むことは困難。どういう事態が発生するか不明であり、臨機応変に対応できる仕組みがつけられる方がよい。

（田村委員）・ 基本的に有害物は全量撤去に変わりはないが、特措法の期限を緊急対策の工事に充てるべき。有害物の全量撤去を目指すのであれ

ば、将来における大きな担保をとることが重要。対策委員会の答申を、県はしっかり尊重するのか。

(事務局)・ 県が対策委員会からの報告書をもとに実施計画をつくるには、県民合意を築く必要もあり、尊重しながら実施計画をつくっていききたい。

(田村委員)・ 予算の部分が全然見えてこないが、対策工を選ぶためには、財政状況も考えなければいけない中で、そういう話もしていくべき。

(横山委員)・ 委員会として全面撤去を基本として、必須条件、十分条件が何とはっきりする必要がある。全体的に見て、全面撤去に反対の方はない。決を採らないまでも、多数意見と少数意見を両方出すことは構わない。

(早川委員)・ 有害物の全量撤去案でほとんど一致している。両論併記がある場合は、明確な理由があるから捨てがたいという形で残るもの。

(委員長)・ 私個人は前から、何ら法的、財政的、社会的制約もなく、かつその工事が周辺の住民の方々に何ら環境上悪影響を及ぼさないのであれば、最初から全量撤去だと思っている。

・ 措置命令、代執行を考えている仕組みであり、全量撤去の措置命令をかける点で躊躇する。その場合県費でする話になれば、ある意味、県の付託範囲を超える。

(梶山委員)・ まとめ方は難しいが、実施計画は最終的に県がその責任でつくるもので、委員会は財政的な問題をどこまで考慮するのか。

・ 社会的な問題は住民との関係が一番大きく、付近住民に被害を与える工事は中止となりかねない。実施計画をつくり、臨機応変にやるべきだが、最終的な目標、全量撤去を途中で方針変更しないことを最小限担保として書くべき。多数決より、委員会の多数意見という書き方は必要だ。

(委員長)・ 決を採る合理的根拠は、先程申し上げた理由で、私はないと思っている。

(島田委員)・ 3月末までに答申をまとめる最大の背景は、産廃特措法に乗せていくところであり、特措法をにらんだ答申を中心に考えるべき。

(事務局)・ 基本的には必要な対策案を出されてから財源を調達することになる。予算は単年度予算であり、今予算があるわけではない。何かの事業を削り、その財源を調達することしか現時点では申し上げられない。

(委員長)・ 滋賀県の一般予算は年間幾らですか。

(事務局)・ 来年度は5,000億を切るが、かつては5,000~6,000億の間。

(委員長)・ 今日欠席の委員の意見を聞き、出席の委員からも具体的に提案内容を文章化され、次回討議する格好でいきたいが、いかがか。

(早川委員)・ もう余裕はない。委員会としての多数意見に、少数意見も付記する形でまとめましょう。

(委員長)・ いかがでしょうか。今日は出席が20人中11人です。

(横山委員)・ 全面撤去を基本に、廃掃法にかかるものは緊急対策とする方向はだめか。委員会として多数意見を決めればよい。欠席者に重きを置き過ぎるのはどうか。

(委員長)・ 私個人としては、心情的には全量撤去だが、委員会答申として即全量撤去の方向に進むことに躊躇を感じる。

(當座委員)・ 安定型(処分場)にあってはおかしい有害なものは除去する考え方では各委員、賛成いただけるのではないか。

- (梶山委員)・ 有害物の概念が大変曖昧で、廃掃法の規定以外は有害ではないことはない。掘削調査からも支障を与えるもの、顕著なものと顕著でないものがあるが、有害物撤去はこの処分場では全量撤去となる。
- (早川委員)・ 今回の委員会で、答申の結論部分を決めるか、決める場合、全量撤去でいいのかが問題であり、私は決めるべきだと思う。
- (委員長)・ 採決する。早川委員の意見(議題とすること)に賛成の方。
- (梶山委員)・ 今日、基本的な方向、委員会としての意見を決めることか。
- (委員長)・ 決めることに賛成の方、挙手をお願いします。(賛成者多数)
- (島田委員)・ 基本的には、産廃特措法を直近ににらみながら、緊急的な対策を中心に据えた答申を書く。長期的、追加的にやるべきことはやるべきだと思う。
- (早川委員)・ 配布した(私の)修正案は産廃特措法の適用をにらんだ緊急対策をすべきとまとめた。
- (当座委員)・ 全量撤去について、許可品目外の不適正処理物を全て出す。Ks2帯水層と廃棄物が接する部分を修復する遮水対策を緊急対策に入れられたい。土対法は適用されないが、高濃度鉛の部分は撤去されたい。
- (横山委員)・ 全面撤去を基本とし、緊急対策として廃掃法をにらんだ案でまとめられたい。
- (梶山委員)・ 基本的に賛成。緊急対策として必要なものを出して欲しい。
- (委員長)・ 基本的な方向は決めることだが、その方向が決まらない。
- (早川委員)・ 基本的な方向は、全量撤去を基本とする。緊急対策は、特措法をにらんだ範囲で考える形で答申案をまとめることで、各委員、言葉をそろえたが。
- (島田委員)・ 当座委員の全量撤去は、有害物、有害廃棄物、汚染土壌の撤去、早川委員の全量撤去は廃棄物全部掘り起こす撤去か。
- (早川委員)・ 有害な廃棄物の撤去になるが、結果的に廃棄物全体の撤去になる可能性はある。
- (島田委員)・ 証言、過去の記録にも基づく掘削、見つかったものの除去、一部保管を前提に、緊急的な遮水壁の工事に入るべきだと提案する。
- (梶山委員)・ 最終的な除去の範囲は安定4品目以外のもの、処理基準違反が目安になる。4品目以外は全部処理基準違反で、支障が生ずるおそれがある。掘削調査データからどの部分にも処理基準違反のものが混入している。持ち込まれた廃棄物の全量撤去となる。
- (尾崎委員)・ 有害物の全量撤去と、本当に完璧に全量撤去がある。分けられる安定4品目は、残しておいてもよい。分けられないのであれば、持っていっていい。
- (横山委員)・ 必要条件として、有害物撤去、水処理、粘土層の修復、焼却炉のダイオキシン類の撤去と全量撤去の内容を整理する。有害物でないもの、安定型処理場で違法でないものは残したらいい。何が全量撤去の基本的条件かを定められたい。
- (梶山委員)・ 考え方は賛成ですが、有害物は法律上定義がないので、処理基準違反物が一番明確である。
- (早川委員)・ 処理基準違反の廃棄物に関しては全量撤去する基本方針で答申を出すという形で、事務局にその答申案を提示してもらいたい。

- (島田委員)・ A1、A2は非常に長期を要し、土木構造的な指摘、懸念もあり、全部を掘り返す場合、近隣住民の方に十数年に及ぶ工事に対する懸念をお聞きしたい。
- (山田委員)・ 近隣の自治会だが、16年はほとんどの人間は我慢できない。3年では本当にできるかわからず、それも我慢できない。最低限、A案(全量撤去) B案(遮水壁等)のどちらかを決めないと住民に言えない。
・ どのように進めるのかが本当に知りたいところで、採決には拳手した。
- (梶山委員)・ 長期間の工事には、住民からのクレームは住民がイニシアチブをとって工事を中止でき、対策が立てられるまで再開しないという住民が納得できるシステムと協定が必要。
- (委員長)・ 有害物の除去では意見が一致しているが、全量撤去まで即決することに躊躇する。各委員、欠席委員からも意見を聴取して、次回この問題を正面から取り扱う。
- (早川委員)・ 基本方針を決めることを決めましたよね。議論の中で不適正処理廃棄物は全量撤去で、まとまりつつあったのだが。
- (委員長)・ そこはまだ承知はしていない。26日に全員表現で一致をしなければ、一致をした範囲内で、あとの細かい表現は委員長一任していただくことになる。
- (早川委員)・ 納得できない。今できることは詰めて、次の段取りができるのに、なぜ避けるのかわからない。
- (委員長)・ もう少し広く意見を聞きたい。
- (當座委員)・ 全量撤去の受け取り方に差がある。処理基準違反物とそれによって汚染された土壌を処分場から出すとして今後表現してはどうか。
- (尾崎委員)・ 賛成する。全量撤去の「全量」の意味が、法律的にもはっきりしない。何を撤去するか記述されたい。汚染源を残して処理することは考えられない。
- (田村委員)・ 対策委員会の大きな方向性について賛成。次に緊急対策として、方向性を決めた目的の達成に特措法をどう活用してするか、次の部分はどうするかと2段階で構えていかないといけない。
- (島田委員)・ 委員提案も含めて、工法の詰めも相当やっている。山田委員の発言には感謝したいが、現実の懸念はどのように考えるのか。
- (早川委員)・ 土地所有と地域連携の項目を答申案に入れた。行政対応検証委員会で問題が起きた要因に、地域連携が不十分で地域との連携強化が今後の対策として出されている。答申案に入れればと思う。
- (島田委員)・ もし北尾団地に住めば、十数年にわたる掘り返し工事には正直耐えられないと思う。
- (委員長)・ 有害物を除去する方向で一致しているが次回論議をしたい。
- (横山委員)・ 現在の議論を中心に、早川委員の提案もあることから、大体委員の意見は、全量か全面か、有害物があるいは処理基準違反か、汚染周辺土壌も含めて、次回までに答申案を書いていただけないか。
- (委員長)・ よって、それぞれの委員も提案を出していただきたい。
- (梶山委員)・ 処理基準違反廃棄物と、汚染周辺土壌を全部撤去すること、それに緊急対策として特措法をにらんで何が必要か、今日の議論の経過を欠席委員に至急伝えられ、欠席委員の方に至急意見を寄せていただきたい

い。3月26日にまとまらなければ、委員長一任では困る。

(委員長)・ 私が結論を決めることではなく、答申書の細かい表現の部分などは任せていただくしかないだろうと。

(梶山委員)・ 細かい表現程度のことでは終わるかまだ全くわからないわけで、21日にほとんど内容が固まらないと、細かい部分だけにならない。

(委員長)・ 今日かなり議論が出尽くしましたから、意見が一致するかはともかく、それぞれの立場は明らかになると思っている。

(梶山委員)・ その辺は見通しの問題ですから、議論するつもりはない。

【議題(5)その他】

・ 今後のとりまとめについて事務局より説明。

～質疑応答・意見～

(事務局)・ 資料3の各委員意見は可能な限り、報告素案に記載・配布し、3月21日に意見をいただきたい。

・ 白紙部分はあらかじめ意見をいただき、次回配付をさせてもらいたい。

・ 各委員が支持する対策工案への意見をとりまとめ配布したい。

・ 本日の会議録の最後部分はできるだけ早く議事録として配布したい。

(早川委員)・ 事務局を信頼しないわけではないが、毎回各委員の意見の寄せ集めの形で資料が出されても困る。素案をもとに、今の議論を踏まえて、素案を再構成し、答申案のたたき台をつくっていただきたい。

(事務局)・ 委員会報告素案に各委員からいただいた意見を反映した形のもの、採用すべき対応策は意見をいただいた上で載せたい。

(委員長)・ 30ページの部分は事務局では書けないと思う。

(梶山委員)・ ()について)本日、基本的方向として緊急対策の意見が出たが、少なくともその経過はきちんと反映されたい。

(委員長)・ 当該部分は、出た意見を書くにとどまり、まとまっていないため、事務局が成案を書くことは無理だと思う。

(梶山委員)・ 基本的方向は、基準違反の廃棄物と汚染された土壌の除去で、本日の委員会の大勢意見と踏まえ、書いていただきたい。

(委員長)・ 箇条書きぐらいで書いていただくしかない。

(早川委員)・ 答申案を検討できるのは26日になるわけか。文句を言っても時間がなく、委員長一任という形になるというのは目に見えている。

(委員長)・ それは委員長一任にならないでしょう。

(早川委員)・ 議論を踏まえて、答申のたたき台をつくってほしい。

(事務局)・ 委員会の総意、委員長の判断であれば、最終形を想定して、事務局素案を枠組みに、各委員意見を入れて、決着がつかない部分は複数書く形でよろしいか。

(早川委員)・ 骨組みが事務局案になるが、もう少し再構成を大胆にやってももらいたい。

(梶山委員)・ 結論を先に書くことについて、是非検討願いたい。

(委員長)・ 事務局から意見照会するので、期限厳守で回答されたい。事務局は、本日の議事を踏まえて、次回の準備をお願いしたい。

【閉会】